

【新規】（小事業2）発達障がい等のある児童生徒の教育環境整備事業

1 趣旨

小・中学校の通常の学級、高等学校において、発達障がいのある児童生徒、診断はないが特別な支援が必要な児童生徒の増加に伴い、これらの児童生徒が個別最適化された指導や支援を受けることができるよう、また、実際に通常の学級で指導する教員の伴走支援をするために、「発達障がい等のある児童生徒の教育環境整備事業」を実施する。

* 「発達障がい等」の「等」について
「発達障がい」の診断がある児童生徒だけでなく、同じような学習上の困難さを抱えている特別な支援を必要とする児童生徒がいるため「等」と表記している。

2 事業について

【現状】

- ・通常の学級における発達障がい等のある児童生徒の増加
- ・特別な支援が必要な児童生徒への対応に課題を感じている学校・教員の増加

通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒数

小学校 5012人
中学校 1984人
高等学校 * 全体の2.4%

参考
R7 特別支援教育調べ（本県調査）
* 「発達障がいのある可能性のある児童生徒を含む特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」（H30.福島県教育委員会）

【事業内容】

<体制>

- ①発達障がい等のある児童生徒の教育環境整備協議会の実施（年2回）
 - ・外部専門家・関係市町村・協力校・教育事務所・特別支援教育センターで実施

- ②小・中学校、高等学校の校内支援体制構築

- ・校内委員会 ・ケース会議

<伴走支援>

- ①通常の学級の特別な支援が必要な児童生徒の必要な指導・支援（聞く、話す、計算等の学習面への配慮）
 - ・外部専門家、特別支援教育センター、特別支援学校の訪問支援
- ②発達障がい等のある児童生徒の理解
 - ・合理的配慮・ICT活用・学びの道標活用・効果的な実践収集
 - ・コーディネートハンドブック
- ③多様性を認め合う学級づくり

【効果】

<児童生徒>

- ・不安なく登校できる。
- ・わかる支援で学力が向上する。
- ・多様性を学ぶ。（学級）

<教員>

- ・対応が分かり自信になる。
- ・不安がなくなり、相談しながら安心して授業ができる。
- ・多様性のある児童生徒への指導技術が向上する。

<学校>

- ・チームでの対応が可能となる。
- ・教員の負担を軽減できる。
- ・校内の人材育成につながる。
- ・学習面等で学校全体で効果が期待できる。

特別な支援が必要な児童生徒の個別最適化された指導や支援の充実

